

学校自己評価システムの手引き

～ 目指す学校像の実現に向けて ～

令和 8 年 4 月（改訂）

埼玉県教育委員会

目 次

1 学校評価の基本的な考え方	2
(1) 学校評価の目的・意義	
(2) 学校評価の形態	
(3) 学校自己評価システムの定義	
2 学校自己評価システムの進め方	5
(1) 目指す学校像・重点目標の確認と共通理解	
(2) 学校年間教育計画及び評価項目等の策定 (Plan)	
(3) 教育活動の実践 (Do)	
(4) 教育活動の評価 (Check)	
(5) 評価結果に基づく改善・更新 (Action)	
(6) 評価結果の公表	
3 学校自己評価システムを推進する組織づくり	9
4 評価への取組と活用	11
(1) 評価項目	
(2) 評価指標	
(3) 学校自己評価システムシート	
(4) 生徒等、保護者等による意見・要望 (学校自己評価の参考資料)	
(5) 学校関係者評価	
(6) 評価の活用	
5 実施にあたって	14

本資料は、学校自己評価システムの考え方や実施上のポイントを中心にまとめたものです。各学校におきましては、学校自己評価システム実施要領とともに本資料を十分活用し、保護者、地域等のニーズに応えているか等について様々な観点から積極的に学校自己評価システムを活用され、学校運営の改善や教育活動の充実が、より一層図られることを願っております。

1 学校評価の基本的な考え方

(1) 学校評価の目的・意義

ア 学校運営の改善と教育活動の充実

学校の教育活動や組織を活性化し、学校全体の教育力を高め、保護者や県民の信頼と期待に応える学校づくりを進めるためには、各学校が幼児、児童、生徒（以下、「生徒等」という。）の状況、教育課程の実施状況、学校運営の進め方などについて、幅広い角度から点検し、積極的に評価を実施することが重要です。

校長をはじめとする教職員が、生徒等・保護者や地域の方とともに、様々な教育活動について評価するシステムを学校内に確立することにより、より一層の学校運営の改善や教育活動の充実が図られます。

イ 保護者や地域と連携した開かれた学校づくり

学校の教育活動を保護者や地域と一体となって展開していくためには、学校の目標、活動状況、成果などの情報をただ単に公開するだけにとどまらず、情報を受ける側が学校の教育活動に満足し、学校教育の成果に納得しているかなど、的確に把握することが大切です。

さらに、その結果を積極的かつ組織的に受けとめて、学校全体として教育活動に反映させていくことが学校への信頼獲得のためには必要であり、教職員間を結び、学校と保護者や地域をつなぐ、いわば「コミュニケーションツール」として学校自己評価システムは重要です。

ウ 保護者、地域及び県民に対する説明責任を果たすことにより開かれた学校を目指す

今後、学校は、より多くの自主的な取組が求められることに伴い、学校の裁量権を拡大していく必要があります。また学校の裁量権の拡大とともに、学校の説明責任や評価もより一層必要となります。保護者、地域及び県民に対する説明責任を果たし、開かれた学校を目指すためには、学校評価が必要であり、そのことが学校の教育力の向上にもつながるものとなります。

(2) 学校評価の形態

学校評価は、大きく内部評価と外部評価とに分類されてきましたが、文部科学省からガイドラインが示され、その区分は、「自己評価」、「学校関係者評価」、「第三者評価」と整理されました。

本県では、学校自己評価システムにおいて、校長をはじめ教職員が自校の教育活動について自ら行う評価を「学校自己評価」、保護者・地域住民や学校評議員等の学校関係者が行う評価を「学校関係者評価」として位置付けました。

また、平成19年度から実施した県立学校評価委員による訪問型の「第三者評価」は、学校自己評価システムの取組の的確性、適切性について外部の有識者に評価していただくことで、学校の自律的な改善に成果を上げました。

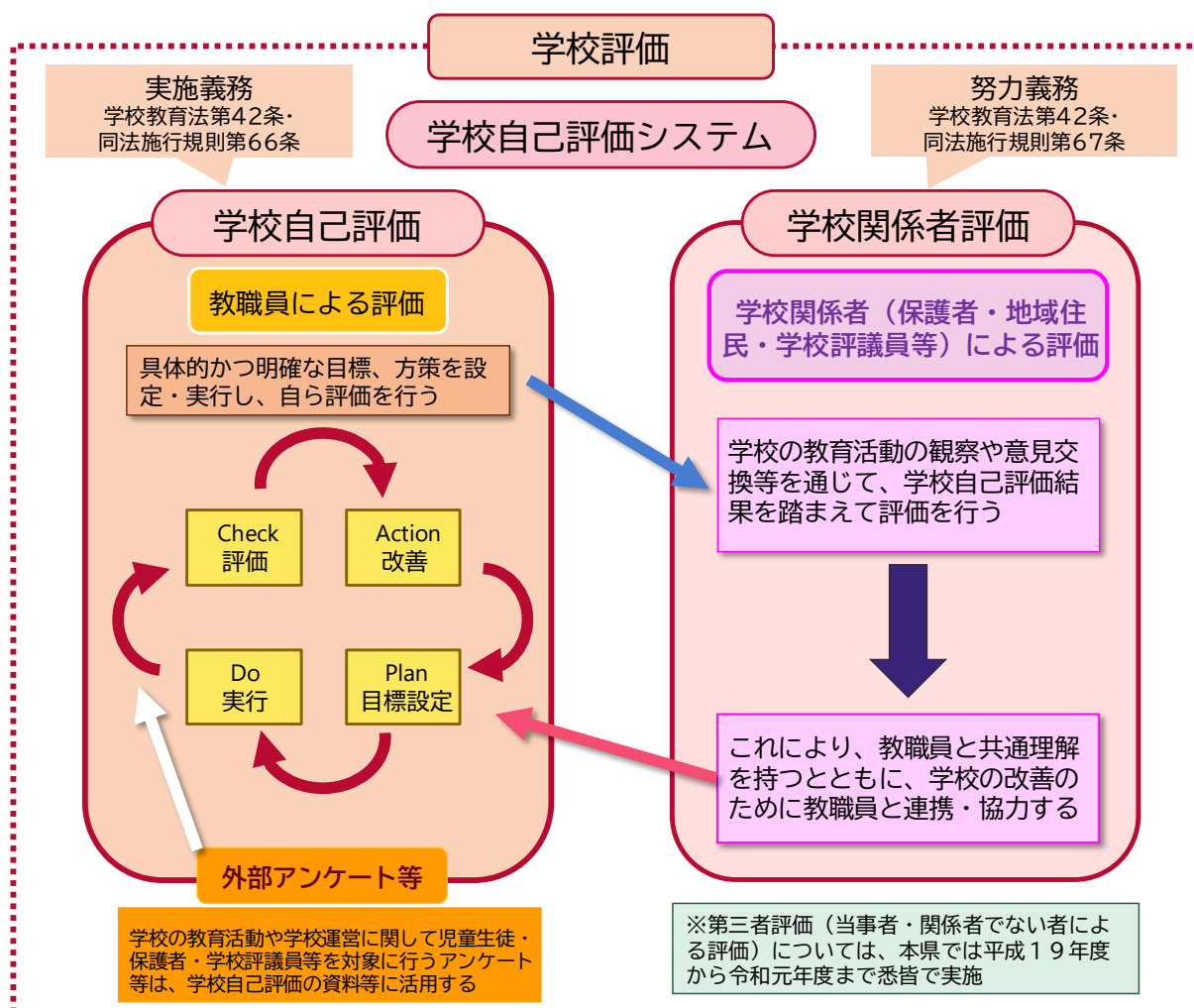
平成30年度には、訪問型に変えて、「学校間ピアレビュー」における「学校自己評価システムの運営上の工夫」についての報告と学校間の意見交換（相互評価）を、学校自己評価システムを補完する第三者評価として位置付けました。

平成19年度から実施してきた第三者評価により、学校自己評価システムの基本的な取組は、県全体として概ね行われるようになったことから、令和元年度に第三者評価の義務化を終了しました。希望による第三者評価は、令和4年度に終了しました。

※本県の学校評価は、次のように位置付けることとします。

本県の区分	評価主体	内 容
学校自己評価	校長をはじめとする教職員	・各学校が定めた評価基準による自己評価
学校関係者評価	保護者・地域住民・学校評議員等の学校関係者	・学校評価懇話会における学校自己評価に対する評価

※ 学校評議員には、有識者、保護者、地域住民等が選任されています。学校評議員を学校評価懇話会の中で積極的に活用していくことが大切です。



○ 学校自己評価（学校の教職員が自ら行う評価）

学校（教育活動を行う主体）が、授業をはじめとする学校の教育活動等の取組について教職員自身で評価を行うものです。ただし、客観的・多面的な視点を取り入れるために、生徒等・保護者等からのアンケートや意見等を参考にするものとします。

○ 学校関係者評価（保護者、地域住民、学校評議員等による評価）

保護者・地域住民や学校評議員等の学校関係者が、授業をはじめとする学校の教育活動等の観察や意見交換等により、学校が自ら行った学校自己評価について、学校評価懇話会等において評価を行うものです。

県立学校の「学校自己評価システム」は、「学校自己評価」と「学校関係者評価」から構成されており、教職員と学校関係者の連携・協力により、学校の教育力を向上させていくシステムです。

(3) 学校自己評価システムの定義

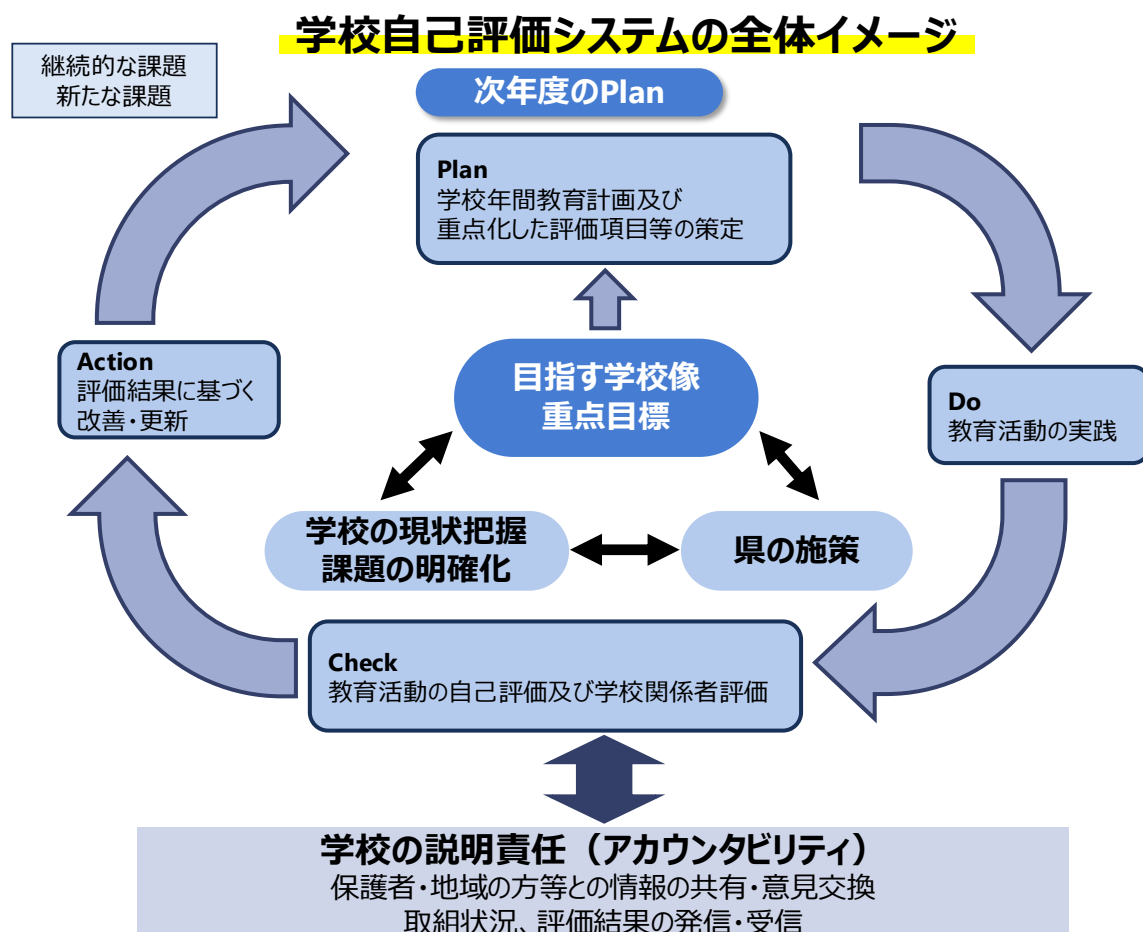
ア 「学校自己評価システム」とは

学校は「目指す学校像（学校の特色や期待される姿）」の実現に向け、中期的な視点から重点目標を明確にした上、「学校年間教育計画の策定(Plan)」「教育活動の実践(Do)」「教育活動の評価(Check)」「評価結果に基づく改善・更新(Action)」といった一連のマネジメントサイクルにより、学校運営の改善や教育活動の充実を推進していきます。

各学校が、教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価し、その結果を踏まえて、保護者、地域住民、学校評議員等の学校関係者からの評価を行うとともに、その結果を公表することにより、学校としての説明責任を果たし、学校の教育力の向上を図っていくシステムのことです。

イ 「目指す学校像（学校の特色や生徒等、保護者、地域等から期待される姿）」とは

それぞれの学校には、その学校ならではの特色や生徒等、地域、保護者から求められている学校の姿が必ず存在します。こうした地域等から求められている姿や学校を取り巻く環境を改めて見つめ直し、長期的な視点から自校の役割を再確認することにより、目指す学校像の明確化が図られることになります。



※ 「目指す学校像」とは、地域における学校の役割、地域等から求められる姿を踏まえ、「どのように社会に貢献できる人間を育成するか」などを視点として示したものです。

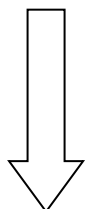
※ 「重点目標」とは、目指す学校像の実現に向け、中期的な視点で重点化した目標です。各学校が共通の視点で設定する目標を含め、学校の実態に応じて3～4個の目標を設定し、重点化するよう留意します。

2 学校自己評価システムの進め方

(1) 目指す学校像・重点目標の確認と共通理解

ア 目指す学校像（学校の特色や期待される姿）・重点目標の確認

創立時の基本理念、現在の状況、将来展望等から、自校の特色や期待される学校像及び、その実現に向けた重点目標を確認する。

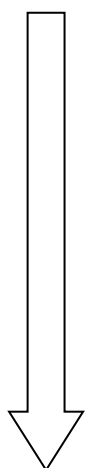


■ 目指す学校像・重点目標の確認

現在の状況や将来展望等を踏まえ、長期的な視点から自校の目指す学校像を明確にし、その実現に向け、中期的な視点から目標を重点化することにより、学校の重点目標を確認する。

イ 学校の現状の把握

重点目標達成に向け、学校がどのような状況にあるか、多面的に見つめ直す。



■ 現状把握の視点

学校内での話合いのほか、生徒等、保護者、地域の三者がどのように学校を捉えているかを把握し、分析することは、課題の抽出、具体的方策を検討する上でも重要である。

『学校が**基本的な教育空間**として機能しているか』 = 4者の満足度

☆生徒等 授業 人間関係 授業以外の活動 進路 施設設備 等

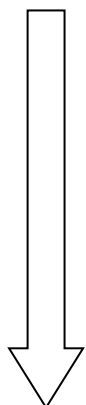
☆保護者 安心 信頼 我が子の人間的成長 学力向上 進路 等

☆地 域 開かれた学校 誇れる学校 地域への貢献 等

☆教職員 職務 組織 人間関係 施設設備 等

ウ 学校の課題の明確化

自校の現状把握に基づき、取組の成果が上がっている点と改善すべき点を洗い出し、重点目標達成に向け、学校全体で取り組むべき課題を明確にする。



■ 課題整理・抽出の視点

「生徒等に達成感を実感させる授業や生徒等の学力・生きる力を伸ばす指導を工夫しているか。生徒等の希望を実現させようとしているか。」

「保護者、地域に学校の教育活動に関する情報を積極的に発信し、また、意見・要望を把握しようとして努めているか。」などの視点で、重点目標の達成に向けて、現状分析を踏まえて、改善すべき点や前年度から継続する問題点を改めて洗い出し、教職員が取り組むべき課題を明確化する。

(2) 学校年間教育計画及び評価項目等の策定 (P l a n)

学校の特色づくりや課題解決に向けて、年間の教育計画を策定し、そこから重点目標に対応した評価項目や具体的な方策等を抽出して策定する。

教職員間の共通理解を図りながら、学校の特色づくりや課題解決に向けて立案した具体的な方策に基づいて、各分掌、各学部、各学年、各教科等（以下、「各分掌等」という。）が有機的に連携しながら、様々な角度から教育活動を計画する。

■ 評価項目等策定のポイント

- ・ 目指す学校像の実現に向け、学校の特色づくりや直面している問題の解決を目指した評価項目を設定する。
- ・ 具体的方策の取組成果を評価する具体的な指標をあらかじめ設定し、達成状況を測る際の一つの基準とする。
- ・ 指標を設定する際には、生徒等・保護者・地域に対する分かりやすい説明のため、また、教職員が目標の達成に向けて当事者意識や共通理解を図るためにも、具体的方策に対応させるとともに、数値による指標など、方策の達成状況を把握できる分かりやすい指標を設定するように努める。
- ・ 重点目標達成に対する課題に対して、様々な角度からアプローチし、複数の具体策を検討する。具体策を検討する際には、実施時期や担当分掌等を明確にし、学校全体の目標と各分掌等との目標の連鎖を意識する。

○ 評価項目等

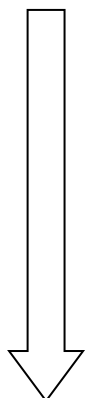
中期的な重点目標に対して、当該年度の達成目標として評価項目を設定する。各学校が共通な視点で設定する評価項目のほか、学校の重点目標に対応した適切な評価項目、その実現のための具体的方策と方策に対応した評価指標を設定する。

■ 設定のポイント

- ・ 公表を視野に入れ、生徒等、保護者、地域の方に分かりやすい内容の評価項目・具体的方策・評価指標とする。
- ・ 教育活動の中で具体的で検証しやすいものを項目に設定する。
(何をどう改善すればよいかの手掛かりが正確に得られる項目の設定)
- ・ 評価項目は、各学校の重点目標に対応した評価項目、具体的方策、評価指標(方策の達成状況評価の観点)を設定する。

(3) 教育活動の実践（D o）

教育課題の解決に必要な教職員の連携・協働体制を確立し、実践する。

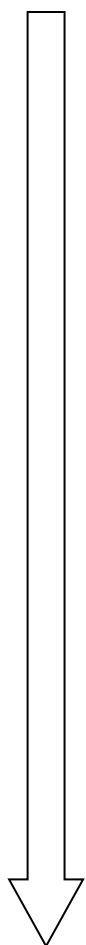


■ 教育活動の実践のポイント

- ・ 全教職員が具体的方策に取り組むことを明確にし、教職員の連携・協働体制の構築を推進する。
- ・ 教育活動を実践する姿を保護者や地域に積極的に公開する。
- ・ 教育活動の実践に、保護者や地域の参加、協力を求める。
- ・ 年度途中での活動状況の報告、達成状況のまとめ等の中間評価を実施しながら進め、目標達成に向けて活動を改善・更新を行う。

(4) 教育活動の評価（C h e c k）

計画（P）、実践（D）、評価（C）、改善・更新（A）の全体をとおして、評価、分析を行う。



学校として自らの教育活動全般を振り返り、評価項目ごとの達成状況等について、「年度評価」を行う。

さらに、年度評価を基に学校評価懇話会などの場における意見交換を行い、「学校関係者評価」を実施する。

■ 評価のポイント

- ・ 学校として何を計画し、どのように実施し、生徒等や学校がどのように変わったか。（教職員自ら達成度のチェック）
- ・ 評価項目ごとの具体的な方策設定や評価指標が適切であったか。（具体的方策・評価指標の妥当性のチェック）
- ・ 当該年度の達成目標として設定した評価項目に対する達成状況を評価しているか。
- ・ 教職員一人一人が重点目標を理解し、その達成に向かっていったか。
- ・ 生徒等、保護者、地域の関わりは十分だったか。理解や協力は得られたか。生徒等や保護者等の意見や要望を参考に行っているか。
- ・ これらをまとめた学校自己評価結果を学校関係者に示し、この評価結果に対する意見や評価を求めているか。
- ・ 学校関係者の学校自己評価結果に対する意見や評価をまとめているか。

(5) 評価結果に基づく改善・更新 (Action)

評価結果の分析に基づき、次年度へ向けた方策の検討と校内体制の整備を図る。

■ 改善・更新のポイント

- ・ 各分掌等で年度当初の目標設定に対する達成度や方策の適切さなどについて十分時間をかけ検証し、次年度への課題と具体的な改善策をまとめる。
- ・ 各分掌等から提出された評価結果を基に、評価運営委員会で次年度への課題と具体的取組等の更新方策案をまとめ、校長はそれらの実施に向けた校内体制を整備する。
- ・ 改善・更新に当たっては、学校関係者評価結果を踏まえることも重要である。
- ・ 学校運営や教育活動の継続的な改善につなげていくことが大切である。
- ・ 改善・更新を図る際には、業務量管理・健康確保措置実施計画の目標等と整合性のある取組となるよう重点化に留意する。

(6) 評価結果の公表

生徒等・保護者・地域への情報の発信・受信

生徒等・保護者・地域へ評価結果を公表し、積極的に意見交換を行う。

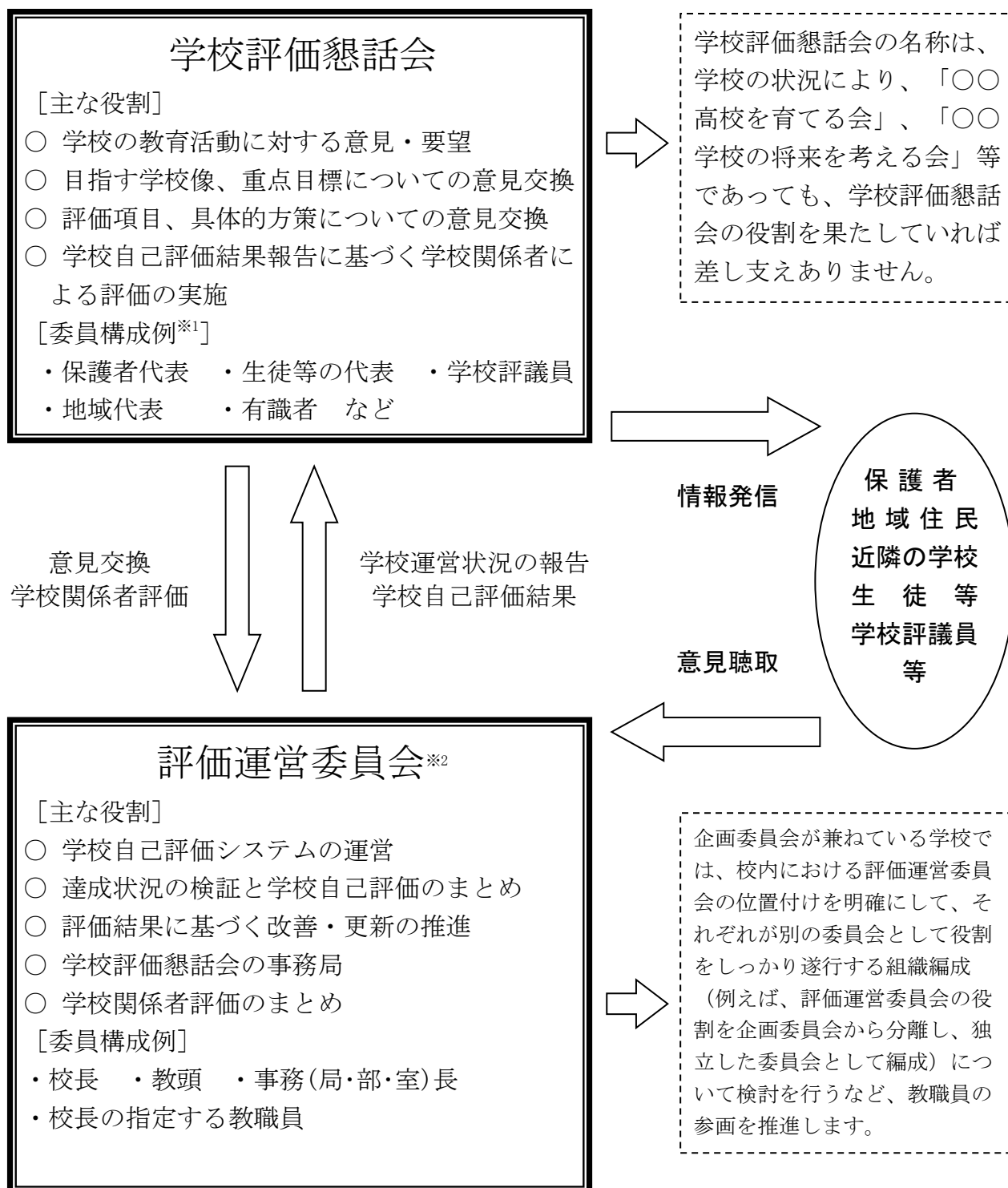
学校は年度当初に学校の重点目標や具体的な取組を広く生徒等・保護者・地域へ公表し、理解と協力を求め、共に学校づくりに取り組む必要がある。また、学校の教育活動等の取組状況やその評価結果について公表し、意見交換することは、学校としての説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことにつながる。

■ 評価結果公表のポイント

- ・ 自校の教育活動の達成状況、次年度への課題・改善策を公表する。
(重点目標達成に向けた教育活動の評価と公表)
- ・ 現状と課題、取組状況、達成状況、評価結果などを公表する。
- ・ 抽象的、専門的な評価ではなく、具体的で分かりやすいものとなるよう工夫する。
- ・ 公表に当たっては、様々な媒体を活用する。
- ・ 個人情報の取り扱いに留意する。

3 学校自己評価システムを推進する組織づくり

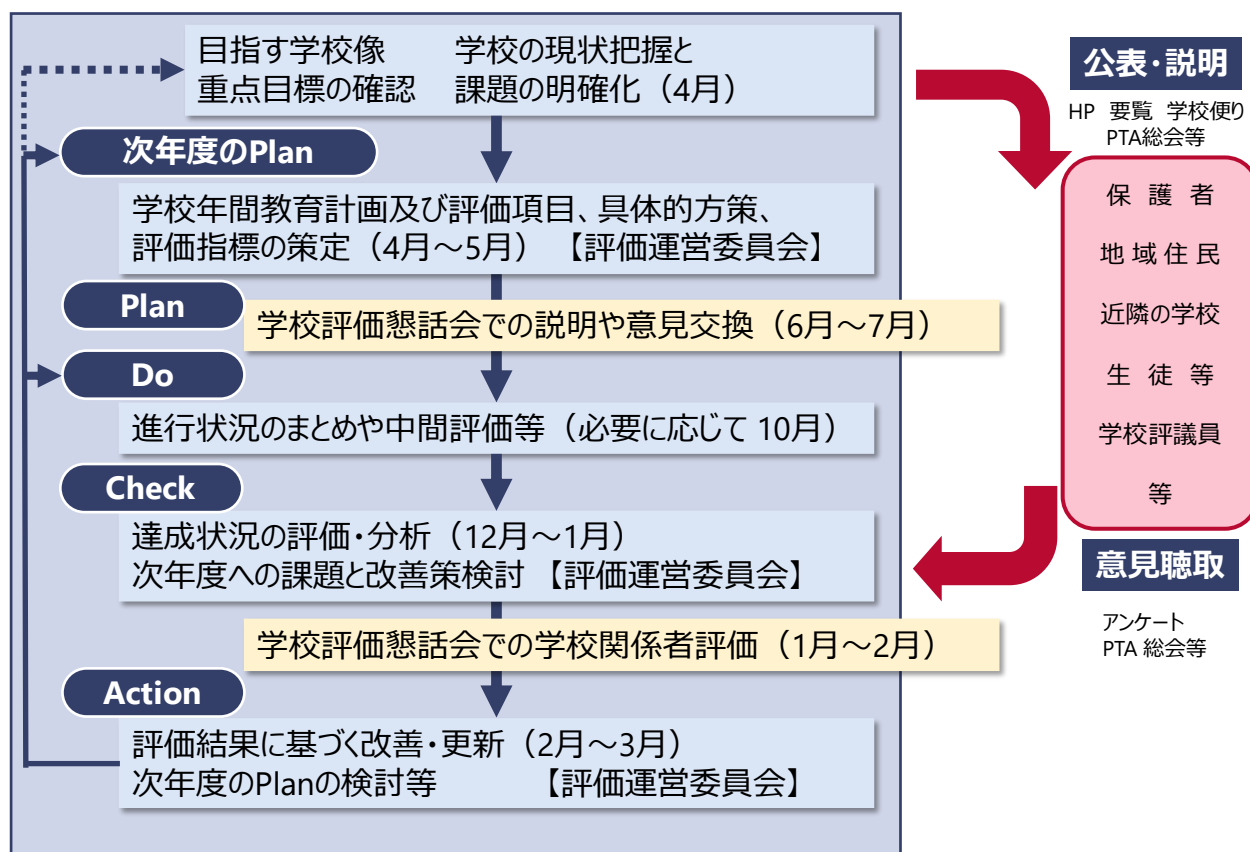
学校自己評価システムが機能するよう、学校の組織を整備する。



※1 学校評価懇話会への生徒等の参加方法については、生徒等の発達段階などを考慮します。

※2 評価運営委員会の機能的な運営に向けた運営改善については、P 17を参照してください。

学校自己評価システムの一般的手順及び方法



■ 教育計画や評価結果の公表等

- ・ 保護者や地域の方に「学校がどのような課題をもっているのか」、「評価結果はどうであったか」などを知ってもらうことが重要です。また、教育計画の作成、公表に当たって、あらかじめ、学校評価懇話会を活用して学校に求められている役割などを把握しておくことが大切です。
- ・ 評価結果に加え、目指す学校像、重点目標、評価結果に基づく改善・更新の取組等を公表することも大切です。

■ PDCAサイクルのポイント

- ・ 学校における教育活動の特性として、成果がすぐに現れるものもあれば、長い期間を要するものもあります。1年間の結果だけでなく、その取組のプロセスを大切にするとともに、目指す学校像の実現に向け、学校内外の状況の変化も踏まえながら、評価項目の視点や評価指標の設定を変えるなどの、次のステップの検討も重要です。
- ・ 「評価結果に基づく改善・更新(Action)」は、次年度の「教育計画(Plan)」や「教育活動の実践(Do)」の改善に反映させていきます。
- ・ なお、「目指す学校像」は、長期的な視点から設定することから、毎年度、変更する必要はありませんが、学校を取り巻く環境の変化や教育活動の改善状況等により、定期的に見直しを行うことが大切です。

4 評価への取組と活用

(1) 評価項目

学校の重点目標に対応させ、当該年度の達成目標として適切な評価項目を設定することが重要です。ただし、以下のとおり、どの学校でも取り組む事項として共通な視点での評価項目を設定することとしています。

評価項目の設定の際は、重点目標を言い換えたものや、重点目標よりも広く捉えた内容にならないよう、留意することが重要です。また、「～を達成する」「～を……に改善する」など、目標形式で記載することにも留意します。

【各学校が共通な視点で設定する評価項目】

評価項目の視点	評価項目及び指標の内容
授業改善を始めとする学力向上に関する取組	各学校で設定(※)
開かれた学校づくりの取組	各学校で設定(※)

※ 「授業改善を始めとする学力向上に関する取組」や「開かれた学校づくりの取組」を視点とした内容を各学校で設定します。評価項目の設定にあたっては、「生徒等の興味・関心や意欲を引き出しながら達成感を実感させる授業や学力を伸ばす指導を工夫しているか」、「保護者・地域に学校の教育方針や教育活動に関する情報を積極的に提供しているか」などの観点を踏まえて設定することが大切です。

(2) 評価指標

評価指標を設定する際には、目標の達成イメージを全教職員が共有できるものにする必要があります。そのため、評価指標は具体的である必要があります。学校自己評価や学校関係者評価を実施する上で、客観的に年度目標に対する達成状況を判断できるように、分かりやすい内容や表現にも留意します。

評価指標には、以下のようなものがあります。評価指標をバランスよく組み合わせ、目標の達成イメージを全教職員で共有できるよう工夫することが大切です。

【指標の考え方の例】

定量的指標	数値化できる指標 (例) 進路決定率・満足度、人数
定性的指標	数値化できない指標 (例) 学習意欲の向上、モラルの向上

また、成果や取組に着目した指標には、以下のものがあります。

成果指標	目標（生徒等の変容等）の達成状況を把握するための指標 (例) 規範意識を高めたか
取組指標	教職員の取組など、達成に向けた取組の状況を把握するための指標 (例) 全教員で学期に2回の遅刻指導を実施できたか

(3) 学校自己評価システムシート

本県では、PDCAマネジメントサイクルを活用した学校自己評価システムの確立を目指す観点から、目指す学校像の実現に向け、中期的な視点で目標を重点化し、課題の解決に向けた評価項目、具体的方策に取り組んでいくこととしています。学校自己評価システムシートの作成に当たっては、学校自己評価によって、達成した成果や積み残した課題等が分かるように作成することが大切です。

■ 学校自己評価システムシート作成のポイント

- ・ PDCAサイクルの流れが明確になるよう重点目標、評価項目、具体的方策、評価指標の対応関係をわかりやすく策定する。
- ・ 評価項目は重点目標と対応させる。
- ・ 具体的方策は「どの分掌等が、いつまでに、何をするのか」の視点を持って設定する。
- ・ 評価指標は具体的方策と対応させ、その達成状況がわかるように設定する。
- ・ 具体的で分かりやすい表現とする。
- ・ 前年度の課題と改善策や生徒等との意見交換等を通じて行う学校関係者評価の内容を踏まえ、次年度の学校自己評価システムシートを作成する。
- ・ 学校関係者評価（学校評価懇話会記録記入欄）は評価項目に対応させ、学校自己評価結果を踏まえた学校関係者からの意見、要望、評価等を記入する。また、生徒等との意見交換を踏まえたものとなるよう留意する。

(4) 生徒等、保護者等による意見・要望（学校自己評価の参考資料）

学校生活に対する生徒等の意見も、授業を含む学校の教育活動の改善に大変参考となります。また、生徒等自身が自らを評価することにより、授業への取組や学習活動を振り返ることができ、生徒等の学校生活に対する姿勢の改善につながることを期待できます。

また、生徒等による授業等の評価は、学校の取組の改善が目的であることを十分理解させる必要があります。

保護者、学校評議員等の意見や要望(アンケート形式を含む。以下同じ。)を取り入れることにより、教職員による自己評価の客観性や妥当性(具体的方策・評価指標等)をより高めることができるとともに、「評価のずれ」を確認することにより、次年度の教育活動等の改善に役立てることが出来ます。

■ 「生徒等、保護者等からの意見・要望集約」のポイント

- ・ 「いつ」、「どの場面で」、「どの項目」を評価してもらうかを検討し、評価項目又は質問項目の重点化(焦点化)を図ることが大切です。
- ・ 評価の傾向が明確になるよう評価方法を検討し、設定することが大切です。例えば、アンケートの調査票に評価基準(尺度)を設定したり、必要に応じて、記述欄を設けるようにします。
- ・ その際、チェックのみの調査にならないよう留意する必要があります。
- ・ 評価基準を設定する際には、評価が中心に偏らないようにするため、4段階が望ましく、また、記述欄は、評価基準だけでは捉えることができない事柄がわかり、評価の分析に役立てることが出来ます。

(5) 学校関係者評価

保護者、地域住民、学校評議員等の学校関係者から、学校の教育活動の観察や学校評価懇話会での意見交換を通じて、学校自己評価結果に対する意見や評価を受けることが大切です。

(6) 評価の活用

学校が生徒等、保護者等からの意見・要望を参考にして、教職員自ら評価を行うこと、さらに、その学校自己評価結果を踏まえて、学校関係者から受けた評価を次年度以降の学校運営の改善に生かすこと、また、これらの評価結果を公表することにより、次のような効果が期待されます。

- 評価結果を基にした、生徒等・保護者・地域と教職員との意見交換により、学校の課題を共有し、相互の理解を深め、学校改善に向けた協働意識（連携・協力）の醸成につなげることができる。
- 評価結果を蓄積し、学校運営の長期的な計画立案に役立てることができる。
- 教職員間の共通理解を深めるとともに、教職員個々の教育活動に対する自己評価に役立てることができる。

5 実施に当たって

- (1) 学校自己評価システムは、学校運営の改善や教育活動の充実につなげることがねらいです。そのため、実施に当たっては、各学校の主体的な取組が不可欠であり、ポイントを踏まえながら、それぞれの実状に即したものとなるよう創意工夫する必要があります。

学校自己評価システムや人事評価はPDCAサイクルを活用した学校組織マネジメントの考え方を取り入れています。組織としての学校の目標は、一人一人の教職員の目標につながっており（目標の連鎖）、それぞれの教職員の目標が達成されることで、「目指す学校像」の実現が可能となります。そのため、学校自己評価システムの実施に当たっては、人事評価との関連に留意することが大切です。学校自己評価システムと人事評価との関連の実効性を高める工夫については「教職員評価システム 評価者研修テキスト」P11を参照してください。

- (2) 教育活動のプロセスを評価する上で客観性が重要ですが、評価主体が様々な立場にある者であることを念頭に置く必要があります。同じ評価項目に対して評価が必ずしも同一とは限らず、捉え方の視点が異なれば評価結果も異なる場合が多いものです。こうした中で大切なことは、評価項目を設定・評価し、評価結果を検討・分析する過程において、教職員や保護者・地域の方と連携し、意見交換を重ねていくことであり、評価基準の多角化や共通化を図ることが重要です。

また、結果のみにとらわれないよう教育活動のプロセスを大切にすることが重要です。

- (3) 学校評価の結果に基づき、学校運営の改善を図るために必要な目標や方策等を検討する際には、制限のない業務の積み上がりとならないよう留意します。また、保護者や地域住民等の学校関係者による評価を通じて、保護者や地域との連携を深め、業務の役割分担の見直し等も考慮します。

- (4) 評価運営委員会は、「目指す学校像」「重点目標」に基づいた各分掌、学年の方針や教育活動その他の学校運営の達成状況等を整理し、学校自己評価結果の案を作成します。これについて教職員全体の共通理解を図り、学校として学校自己評価結果を決定します。

生徒等の代表、保護者の代表、学校評議員等に学校自己評価システムシート（全体用）により学校自己評価結果を示し、学校評価懇話会において、この評価結果について意見交換するようにします。

- (5) 学校自己評価システムの基本的なポイントは前述しましたが、アンケートの実施や評価結果の公表に当たっての具体的な留意事項等については次のとおりです。

なお、学校の実態はそれぞれ異なるため、他校の実践例をそのまま自校に当てはめても成果が上がるとは限りません。自分の学校に合ったアンケート調査内容や公表の方法を検討することが重要です。

ア 生徒等や保護者等へのアンケート調査は、その結果をもとに学校との一致点や学校自己評価のずれを確認し、意見交換することにより、学校の取組を改善していくことをねらいとしています。そのため、アンケート調査を実施することが目的化したり、集計結果の共有のみになったり、一面的な評価とならないよう留意することが大切です。

- 調査のねらいや目標をはっきりさせること
 - ・ 現状の把握や実態を明らかにする調査
 - ・ 保護者等の意見や要望を探る調査
 - ・ 教育活動の営みや成果について評価を求める調査
 - ・ 学校の課題を整理するための調査
- 調査のねらいや目標を踏まえ、調査の観点や内容を検討し、共有すること
(調査の観点)
 - ・ 取組の達成度を測る調査
 - ・ 同一年度の生徒等・保護者及び教職員の認識を測る調査
 - ・ 同一学年の経年変化を確認するための調査
- (調査の内容)
 - ・ 質問項目については、年度目標に対応して変更可能な項目と変更すべきでない項目に整理し、目的を踏まえて検討すること
- (調査の方法)
 - ・ 回答者と集計者の負担軽減に配慮すること
- 調査結果をどのような形でフィードバックするか検討すること
- 調査のねらいや目標、観点等を踏まえ、適切な調査時期を検討すること
 - ・ 年度内の改善を図るための指標とするため、年度の早期に実施する
 - ・ 形成的評価や授業改善を実施するための資料や保護者アンケートとして年度途中に実施する
 - ・ 年間の達成状況の評価に反映できる時期に実施する
- アンケートは全体的傾向を把握することに適しているため、個別の意見や要望については、アンケート調査の場面に限らず意見交換ができるよう配慮すること
- 回答者が不利益を被らないよう配慮しながら、適切な評価結果が得られるよう、生徒等・保護者等の実態や調査内容に応じ、記名、無記名の適用を判断すること
- 回答者の負担に配慮して適量の質問項目や自由記述欄を設定すること

イ 学校の状況や評価結果について、分かりやすく説明し、意見交換することは、学校への信頼が深まり、保護者や地域の方からの協力も得やすくなります。

- 公表の目的（ねらい）
 - ・ 学校運営の改善のための視点を得ること
 - ・ 学校への協力・支援を得やすくすること
 - ・ 学校に対する生徒等・保護者・地域の方の意識の変化を知ること
- 公表の内容（何を公表するか）

アンケートや評価の結果は、何らかの形で公表し説明します。公表にあたっては評価運営委員会等で、内容をどこまで公表するかを検討し、共通理解を得た上で実施します。

その際、個人情報の取扱いなどには十分な配慮が必要です。評価結果を生かし、次年度の教育計画の策定の準備を進めます。
- ① 公表・説明の内容

- ・ 数値を含めた評価の集計結果・分析結果
- ・ 改善策・向上策
- ・ 目指す学校像・重点目標の在り方など

② 作成上の留意点

公表・説明したいことは多岐にわたると思いますが、次の４点に力点を置き作成することが大切です。

- ・ 生徒等・保護者が知りたいことは何か
- ・ 学校がアピールしたいことは何か
- ・ 学校（生徒等）のどこが変容したか、変容しなかった部分は何か（達成度）
- ・ 次に学校がとるべき対応策は何か（改善策）

③ 自由記述の取り扱い

自由記述については、回答結果を集計し、特徴的な傾向について学校の見解を示します。また、記述の内容について、おおまかな傾向があれば、その傾向を記述し代表的な意見を紹介します。内容に一般性がある、学校としての見解を他の保護者等に伝えることが良いと判断された場合は公表します。

○ 公表の方法（実践例）

- ・ アンケート結果やその考察を記述した「学校便り」等の作成
- ・ 学校自己評価システムシート(全体用)の「ホームページ」への掲載
(不特定多数の人が閲覧可能なことに対する配慮が必要)
- ・ 評価結果や改善・更新する事項をまとめた説明資料等の作成

○ 公表の時期と保護者等への説明等

- ・ 次年度の計画作成の時期までに公表することが望ましいと考えられます。その時期が年度末になり、公表できない場合には、次年度のなるべく早い時期に、教育計画等の発表にあわせて、評価結果を公表していくことが大切です。
- ・ 保護者等への説明の際には、意見を聞く機会を設け、協力を求めることを考慮します。その際、保護者等の都合にも配慮し、効果的な意見聴取の方法を工夫することが大切です。

(6) 学校自己評価システムの運営改善

学校自己評価システムの更なる充実のためには、評価運営委員会を機能的に運営して、創意工夫を促進し、発展させることが重要であり、学校自己評価システムの運営改善には、主体的な取組が不可欠です。具体的な内容については、令和６年３月８日付け事務連絡「学校自己評価システムの運営改善について（通知）」を参照してください。

<資料>

- ・学校自己評価システム実施要領（令和 8 年 4 月）
- ・事務連絡「学校自己評価システムの運営改善について（通知）」別紙 1（令和 6 年 3 月 8 日）

別紙 1〔教職員配付用〕

学校自己評価システムの運営改善について

学校自己評価システムは、教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価し、その結果を踏まえて、保護者、地域住民、学校評議員等の学校の関係者からの評価を行うとともに、その結果を公表することにより、学校としての説明責任を果たし、学校の教育力の向上を図っていくものです。また、教職員間を結び、学校と保護者や地域をつなぐ「コミュニケーションツール」として重要な機能を持つものです。

学校自己評価システムの更なる充実のためには、評価運営委員会を機能的に運営して、各学校の創意工夫を促進し、発展させることが重要であり、学校自己評価システムの運営改善には、各学校の主体的な取組が不可欠です。

各学校においては、主体的な取組や生徒の実情を踏まえた創意工夫を行い、学校自己評価システムの運営改善をお願いします。

1 「こども基本法」等を踏まえた運営改善

令和 5 年 4 月に、「児童の権利に関する条約」に基づく国内法として「こども基本法」が施行されました。学校評価懇話会での生徒の意見表明は、児童の権利に関する条約第十二条の一や、こども基本法第三条（基本理念）の三の各規定に関連する部分があります。また、現在、県議会において審査されている「第 4 期埼玉県教育振興基本計画」においても、施策 1 2 の内容と関連する部分があります。そのため、「こども基本法」等に基づく生徒の意見表明を尊重し、対話をすることに留意した運営改善を、各学校において進めていくことが必要となります。

【児童の権利に関する条約 第 1 2 条の 1】

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

【こども基本法 第 3 条の 3】

全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

【第 4 期埼玉県教育振興基本計画 施策 1 2 ウ 主な取組】（案）

(ア) 子供の意見表明による主体性の育成

b 児童生徒が主体となって、自身に関わるルール等の制定や見直しの過程に参画する取組を推進します。

2 学校評価懇話会の充実・活性化に向けた運営改善

(1) 生徒及び学校関係者に対しての分かりやすいテーマ設定

学校評価懇話会においては、生徒の意見表明が「主権者教育の機会の一つともなり得るもの」であり、これまで、生徒会活動等の特別活動との関連性・連続性を踏まえ、生徒会指導の一環として実施するなど、各学校の実情に応じて取り組んでいただいているところです。

学校評価懇話会において、「こども基本法」等に基づき生徒の意見表明も留意した運営改善を進めていくには、学校生活と密接に関連する学校行事、校則や制服、施設・設備、授業等、意見表明しやすいテーマで意見交換をすることは重要な観点です。こうしたテーマ設定は、学校自己評価結果に対する学校関係者（保護者、地域住民、学校評議員等）からの意見や評価（学校関係者評価）をする際に有効であるだけでなく、意見表明を通じた主権者教育の機会及び学校評価懇話会の活性化になり得るものです。

(2) 学校自己評価システムシートへの位置付け

学校評価懇話会における生徒・保護者等の意見等については、学校自己評価システムシートに取り入れることに留意することが有効となります。

(3) 特別支援学校における生徒等の参加

「児童の権利に関する条約」第12条の1及び「学校自己評価システムの手引き」において発達段階などを考慮する必要があるとしていること、また、主権者教育の機会の一つともなり得ることを踏まえ、学校評価懇話会の運営が形式的になることなく、各学校の実情に応じた工夫をしながら取り組むことが大切です。

(4) 生徒の意見表明を実施するに当たっての事前準備

学校評価懇話会では、「生徒代表」としての組織的な位置付けから多くの学校で生徒会役員が参加しています。そのため、生徒の意見表明を実施するに当たっては、評価運営委員会に生徒会担当の教職員を含めた委員構成とするなど、事前準備を促進することが望ましいものとなります。

(5) 学校評価懇話会の内容に関する共通理解

学校評価懇話会での学校関係者（保護者、地域住民、学校評議員等）との意見交換の内容は、職員会議等で報告され、全教職員の共通理解が図られるようにすることが大切です。

3 評価運営委員会の機能的な運営に向けた運営改善

(1) 教職員の参画の推進

ア 企画委員会が評価運営委員会を兼ねている学校では、校内における評価運営委員会の位置付けを明確にして、それぞれ別の委員会として役割をしっかりと遂行する組織編成（例えば、評価運営委員会の役割を企画委員会から分離し、独立した委員会として編成）について検討を行うなど、教職員の参画を推進します。

イ 評価運営委員会を組織するに当たり、校内の共通理解をより図るために公募枠を設定するなど、教職員の参画を推進します。

ウ 学校評価懇話会における生徒・保護者の活発な意見交換を促進するため、生徒会・渉外部担当の教職員を含めた委員構成とするなど、望ましい運営の在り方に留意します。

(2) 適切な役割分担、所掌事項の下での運営

学校自己評価システムの運営改善を着実に進めるには、評価運営委員会の計画的・組織的な運営が大切であり、年間を通じた進行管理、会議の開催や資料作成などに際しては、委員長*が中心となり、適切な役割分担の下、運営することに留意する必要があります。評価運営委員会の所掌事項として以下のことが考えられます。

*： 評価運営委員会の役割が企画委員会から分離し、独立した委員会として編成されていない段階の学校においては企画委員会内の評価担当者

- | |
|--|
| (ア) 学校自己評価システムと人事評価の統一的な運用に関する事項 |
| ・ 管理職の人事評価日程（特に、当初申告・達成状況申告日程）に連鎖した学校自己評価システムシートの作成日程を設定すること |
| ・ その他人事評価との連鎖に必要な事項 |
| (イ) 学校自己評価システムシートに関する事項 |
| ・ 学校自己評価システムシート作成に係る学年、分掌、教科等における話合いの運営に関すること |
| ・ 学校自己評価システムシートの原案作成に関すること |
| (ウ) 学校評価懇話会に関する事項 |
| ・ 学校評価懇話会に関する企画・運営全般 |
| ・ 開催後の報告の整理と学校関係者評価の整理 |
| (エ) 学校運営協議会に関する事項 |
| (オ) 特色化・活性化方針（スクール・ポリシー）に関する事項 |
| (カ) 上記（ア）から（オ）の事項について、職員会議・研修会等にて共通理解を図ること |

(3) 学校自己評価システムシートの作成

ア 学校自己評価システムシートの作成に当たっては、生徒の実情に合わせた継続的な目標を設定する必要がある場合もあることに留意が必要です。

イ 学校自己評価システムシートの作成については、学校自己評価システムのプロセスとしての分掌、学年等の年間の取組についての総括や次年度への課題を踏まえた方針の作成等の日程に配慮したスケジュール設定を行います。